

自転車マナーアップ通信 No.12

発行：宮城地区自転車マナーアップ推進協議会 事務局：宮城総合支所まちづくり推進課 TEL392-2111 FAX392-9646

自転車の安全な利活用推進計画が策定されました

仙台市では、令和3年度から令和7年度までを対象とした「自転車の安全な利活用推進計画」を策定しました。これまでの「杜の都の自転車プラン」から引き続き自転車の走行環境整備及びルール・マナーの定着を進めていくことで「誰もが安全・安心に楽しく自転車を利用できるまち」を目指していくものです。

宮城総合支所管内においても新計画に基づいてモデル事業を継続して実施し、交通ルール・マナーの普及を図ることで安心安全なまちづくりに向けて取り組んでいきます。コロナ禍で難しい状況が続きますが、自転車モデル事業が盛り上がりそうですよ、地域の皆様のご協力をお願いします。

令和3年度の活動を紹介します！

令和3年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、積極的な活動が難しい状況でしたが、自転車マナー普及のため感染対策を行いながらキャンペーンを実施してきました。その様子をご紹介します！

防犯・交通安全街頭キャンペーン

7月14日に、夏休みを前にしたJR愛子駅前と陸前落合駅前で「防犯・交通安全街頭キャンペーン」を実施しました。



【参加団体】宮城地区交通安全協会連合会、宮城地区防犯協会連合会、宮城地区交通指導隊、広瀬中学校、宮城広瀬高校、仙台高等専門学校、錦ヶ丘中学校、錦ヶ丘中学校PTA、愛子地区連合町内会、広瀬連合町内会、愛輪社、みやぎ仙台商工会、杜の都信用金庫宮城町支店、愛子交番、仙台北警察署、北地区交通安全協会、北地区防犯協会、宮城総合支所

自転車マナーアップキャンペーン

10月19日に「自転車マナーアップキャンペーン」をJR愛子駅前と陸前落合駅前で実施しました。当初9月に実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響から日程を変更し、交通安全協会、防犯協会、交通指導隊にご協力いただき、規模を縮小して実施しました。



薄暮時キャンペーン

11月17日に「薄暮時の交通安全・防犯キャンペーン」をヨークベニマル愛子店前で実施しました。店長さんにもご協力いただき、広報テープを流しながらグッズ配布やのぼり旗による啓発を行いました。



【参加団体】宮城地区交通安全協会連合会、宮城地区防犯協会連合会、宮城地区交通指導隊、錦ヶ丘中学校、愛子地区連合町内会、錦ヶ丘連合自治会、愛輪社、仙台建設公社、みやぎ仙台商工会、愛子交番、仙台北警察署、北地区交通安全協会、北地区防犯協会、セキスイハイム東北株式会社、宮城総合支所

自転車街頭指導

毎月第4木曜日に自転車利用者や通学・通勤者を対象とした自転車街頭指導を実施しています。これまで、JR愛子駅前、陸前落合駅前、広瀬中学校前で実施してきましたが、本年度より広瀬高校前での活動もスタートしました。初開催となった6月には校長先生をはじめとした先生方や生徒の皆様にも参加いただきました。



広瀬中学校が 表彰を受けました！



仙台北警察署と宮城総合支所から「自転車マナーアップモデル中学校」に指定され、4月に指定書が交付されました。

また、11月には仙台北警察署と仙台北地区交通安全協会から、「交通安全優良校」として表彰を受けました。今後ますます自転車マナーアップの輪が広がっていくことを期待しています。



自転車遵守率調査の結果

毎年1回、JR仙山線愛子駅前と陸前落合駅前の2箇所で、自転車マナーの遵守率調査を実施しています。令和3年度調査結果から、それぞれの地点での違反状況を紹介します。

愛子駅前交差

最も多い違反
→歩道の高速走行

歩道を時速10km以上の高速で走行することは、歩行者と衝突する可能性が高まり、大きな事故につながりかねません。焦らず、ゆとりのある運転を心がけましょう。

落合駅前交差

最も多い違反
→斜め横断

落合駅前交差点は歩者分離式交差点ですが、スクランブル交差点ではないため、斜め横断は交通ルール違反となります。ルールを守って安全運転に努めましょう。

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！！

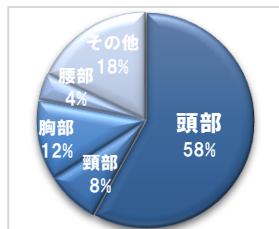


仙台市では、「仙台市自転車の安全利用に関する条例」にて自転車を運転する際のヘルメット着用を努力義務としています。

自転車死亡事故の主な損傷部位は頭部です！

自転車乗車中の交通死亡事故の原因として一番多いのが頭部損傷によるものです。頭部を守るために有効なのはヘルメットの着用です。

自転車乗用中死者の主要損傷部位
(平成28年～令和2年)

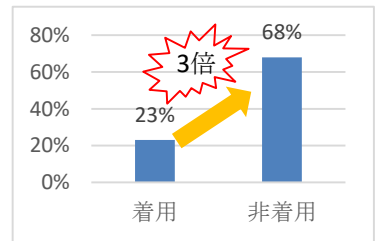


出典:警察庁HP

ヘルメット着用があなたの生死を分けます！

ヘルメット未着用の場合の死亡・重傷率は、着用していた場合と比較して約3倍も高くなっています。もしもの事故に備えて正しくヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット着用状況別の致死率(令和2年)



出典:警察庁HP

みんなで守ろう！自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は道路交通法上の車両です。歩道と車道の区別のあるところは「車道歩行」が原則です。

2 車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません。

3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道上は歩行者優先です。すぐに停止できる速度で走り、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

5 ヘルメットを着用

事故の被害軽減に有効なヘルメットをかぶりましょう。